

令和7年度テストベッド実証支援事業委託業務企画提案応募要領

本公募は、令和7年度の沖縄県当初予算の成立及び国の沖縄振興特別推進交付金の交付決定を前提とした年度開始前の事前準備手続であり、予算成立後及び交付決定後に効力を生じるもので、県議会において当初予算案が否決若しくは修正された場合、又は国交付金の交付決定がなされなかった場合、若しくは交付決定額に変更があった場合は、契約の一部又は全部を締結しないことがありますので、あらかじめご了承ください。

1 事業の目的

革新的なデジタル技術・サービスを持つ県内外の企業等による県内での実証実験の実施に関する支援を行い、イノベーションの創出につなげ、社会課題の解決等を図ることを目的とする。

2 委託業務の概要

- (1) 契約名 令和7年度テストベッド実証支援事業委託業務
- (2) 業務期間 契約締結の日から令和8年3月31日(火)まで
- (3) 業務内容
 - ① テストベッド実証支援補助事業に関すること
県内の革新的なデジタル技術・サービスの実証実験を実施する県内外の企業等を支援する。
 - ② 事務局の運営、実施体制等に関すること

3 応募参加資格

次の要件を全て満たす法人又は複数の法人からなるコンソーシアムとする。

- (1) 沖縄県が取り組んでいる情報通信関連産業の振興に関する施策や支援策、制度等について深く理解し、沖縄県に対する助言能力を有するとともに、別添仕様書に基づく業務内容を的確に遂行するに足りる能力、組織、人員等を有していること。
- (2) 想定する業務期間内において、別添仕様書に基づく業務内容を遂行する能力を有すること。
- (3) 本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について、十分な管理能力を有している法人であること。コンソーシアムの場合は、構成員全員がこの条件を有していること。
- (4) コンソーシアムの場合は、構成員で協定を締結すること。
- (5) コンソーシアムの場合は、管理法人を1社置くものとし、代表法人が応募するものとする。
- (6) コンソーシアムの構成員は、本事業の他のコンソーシアムの構成員となることはできない。また、コンソーシアムの構成員は、法人単体で応募することはできない。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（※）の規定に該当しない法人であること。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある法人ではないこと。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- (9) 県税について滞納がなく、消費税及び地方消費税について未納がないこと。コンソーシアムの場合は、構成員全員がこの要件を満たすこと。
- (10) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること。コンソーシアムの場合は、構成員全員がこの要件を満たすこと。
- (11) 労働関係法令を遵守していること。コンソーシアムの場合は、構成員全員がこの要件を満たすこと。

(12) 業務進捗状況又は業務内容に関する打合せに迅速かつ円滑に対応できる体制を有すること。コンソーシアムの場合は、代表法人が業務全体の管理運営、構成員相互の調整、経理事務等を主体的に行う母体としての役割を担うこと。

※地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

4 応募に係る委託業務内容

別添「令和7年度テストベッド実証支援事業委託業務企画提案仕様書」のとおり

5 応募の手続き等

(1) 質問受付期間等

- ア 受付期間 公告開始日～令和7年3月5日(水)12時
- イ 質問方法 質問書【別添様式】によりメールで提出すること。(メールのみ受付)
- ウ 送付先 ITイノベーション推進課代表メールアドレス<aa058100(at)pref.okinawa.lg.jp>
※(at)は@に置き換えてください。
※送付後速やかに担当まで連絡し、受信の確認を行うこと。
- エ 回答方法 ITイノベーション推進課ホームページに掲載し、最終回答は令和7年3月7日(金)17時までに行う予定

(2) 提出書類の受付期間等

- ア 受付期間 公告開始日～令和7年3月17日(月)15時まで
- イ 提出先 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2
沖縄県商工労働部ITイノベーション推進課
情報・金融産業振興班 担当：上江洲(うえず)
- ウ 提出方法 持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送の場合は到着確認が可能な手段をとるものとし、提出期限内に提出先に到着するよう送付すること。
- エ 提出書類 「6 提出書類等」に定める書類

6 提出書類等

(1) 応募書類及び提出部数

① 申請書類 【提出部数：10部(正本1部、写し9部)】

- ア 企画提案応募申請書
 - イ 会社概要表(コンソーシアムの場合は構成員毎に提出すること)
 - ウ コンソーシアム構成書(コンソーシアムの場合に限る)
 - エ 類似・関連事業実績書(過去3年以内)
- ※ コンソーシアムの場合は、構成員の全てについて提出すること。

オ	執行体制図	・・・・・	【様式5】
カ	企画提案書	・・・・・	(任意様式)
※	審査員が容易に理解できるよう、図表を多く用いるなど工夫し、説明は簡潔にすること。		
※	A4版縦置き・横書きを基本とし、必要に応じてA4版横置き・横書きを可とする。ただし、グラフや表等は必要に応じA3版にして織り込むなど、見やすいよう適宜工夫すること。		
キ	事業実施スケジュール表	・・・・・	(任意様式)
ク	経費見積書	・・・・・	【様式6】
ケ	その他提案に関する資料（企画提案書添付資料等）		

※ ア～ケを一連にして10セット（片面印刷）作成し、各添付書類の間にインデックスで間仕切りを入れた上で、長辺左側に穴をあけ、1セットずつフラットファイルに綴って提出すること。

② 添付書類 【提出部数：2部（正本1部（片面印刷）、写し1部（片面印刷））】

ア	コンソーシアム協定書（写し）（コンソーシアムの場合に限る）	・・・・・	(任意様式)
イ	委任状（コンソーシアムの場合に限る）	・・・・・	【様式7】
ウ	誓約書	・・・・・	【様式8】
エ	登記事項証明書（写し）		
オ	定款及び寄附行為（法人格を有しない場合は、運営規約に相当するもの）		
カ	応募者の概要が分かるもの（会社案内等）		
キ	直近3事業年度の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）又はこれに類する書類		
ク	県税について滞納がなく、消費税及び地方消費税について未納がないことを確認できる書類（写し）		
ケ	労働保険、健康保険及び厚生年金保険に加入していることが確認できる書類（加入義務がない場合を除く）。なお、社会保険に加入義務がない場合は、その理由に関する申出書【様式9】を提出すること。		
コ	応募時点で、応募者が、以下①から⑤を満たしている企業である場合は、その旨が分かる書類（「10審査基準について」を参照）		
①	沖縄県の「所得向上応援企業認証制度」の認証を受けている企業		
②	沖縄県の「人材育成企業認証制度」の認証を受けている企業		
③	沖縄県の「ワークライフバランス認証制度」の認証を受けている企業		
④	中小企業庁の「経営革新計画認証制度」の承認を受けている企業		
⑤	中小企業庁の「パートナーシップ構築宣言」を行っている企業		
※	上記ウからコの資料について、コンソーシアムの場合は構成員毎に提出すること。		
※	エ、ク及びケの書類については、「7 参加資格要件確認書類」を参照のこと。		
※	ア～コを一連にして2セット（片面印刷）作成し、各添付書類の間にインデックスで間仕切りを入れた上で、長辺左側に穴をあけ、1セットずつフラットファイルに綴って提出すること。また、押印を要する様式については、正本1部に押印し他はそのコピーを用いること。		
③	その他書類 <u>【提出部数：1部提出】</u>		
ア	申請受理票	・・・・・	【様式10】
※	提出書類受理確認後、当該受理票を返戻することから綴らずに提出すること。		

- (2) 企画提案書に記載する内容については、今後の契約の基本的な方針となるため、提案の事業費総額内で実現が確約できることのみ表明すること。
なお、委託候補者の選定後であっても、応募者の都合により記載された内容に大幅な変更があ

った場合は、契約を締結しないことがある。

7 参加資格要件確認書類

参加資格要件の確認のため、以下の書類を添付すること。写しを提出する場合は、印字が鮮明なものと提出するとともに、応募者において原本を保管すること。

(1) 登記事項証明書

履歴事項全部証明書（発行後3ヶ月以内のもの、写し可）

(2) 県税について滞納がなく、消費税及び地方消費税について未納がないことを確認できる書類

- ① 都道府県が発行する都道府県税に滞納がないことの証明書（発行後3ヶ月以内のもの、写し可）
- ② 税務署が発行する消費税及び地方消費税に未納税額がないことの証明書（その3の3）（発行後3ヶ月以内のもの、写し可）

(3) 労働保険に加入していることが確認できる書類（加入義務がない場合を除く）

① 申請日直近の、労働保険料の納入が済んだことがわかる書類の写し

（例）

- ・労働局からの領収済通知（領収印があるもの）
- ・納付書、領収証書（領収印があるもの）
- ・口座振替結果のお知らせ（申請者名が入っている部分を含む）
- ・労働保険事務組合からの領収書等
- ・納入額の告知書と振込・口座振替明細等

(4) 健康保険・厚生年金保険に加入していることが確認できる書類（加入義務がない場合を除く）

① 申請日直近の、厚生年金・健康保険料の納入が済んだことがわかる書類の写し （例）

- ・厚生労働省からの保険料納入告知額・領収済額通知書
- ・納付書、領収証書（領収印があるもの）
- ・領収済通知書（領収印があるもの）
- ・社会保険料納入証明書
- ・納入額の告知書と振込・口座振替明細 等

② 社会保険に加入義務がないことについての申出書（加入義務がない場合） ・様式9（社会保険に加入義務がないことについての申出書）

8 スケジュール

(1) 公募期間	公告開始日から令和7年3月17日（月）15時まで	
(2) 質問書受付期限	令和7年3月5日（金）12時まで（【様式10】をメール提出）	
(3) 提出書類受付期間	公告開始日から令和7年3月17日（月）15時まで	
(4) プレゼン開催日時通知	令和7年3月19日（水）	<予定>
(5) 企画提案審査（プロセッション）	令和7年3月27日（木）	<予定>
(6) 審査結果通知	令和7年4月1日（火）	<予定>
(7) 契約締結	令和7年4月1日（火）	<予定>

9 委託事業者の選定について

応募資格、申請書類及び添付書類の確認を行った上で、各要件を満たしている者に対して、令和7年3月19日（水）までにその後の審査日程等について通知する。

(1) 選定にあたっては、沖縄県商工労働部内に設置する「テストベッド実証支援事業」企画提案等審査委員会（以下「委員会」という。）において、応募者自ら企画提案書の内容や経費等について

プレゼンテーションを行った後、その内容等を審査し、提案内容の優れた順で順位をつける。また、審査委員会は非公開で行い、審査経過等に関する問い合わせには応じない。なお、一定水準を満たした提案がないと判断された場合には該当者なしとする。

(2) 審査委員会からの意見に基づき、順位の高い応募者とITイノベーション推進課において協議を行い、委託範囲を決定し契約を締結する。なお、委託契約の締結を行うにあたっては、内閣府による事前確認が必要となる場合がある。

(3) 審査委員会委員長が必要であると認めるときは、プレゼンテーション審査を行わず、書面による審査を行う場合がある。

(4) 審査の概要

① 日時：令和7年3月27日（木） <予定>

② 場所：沖縄県庁内会議室 <予定>

③ 説明内容：提出した書類に基づき行うこと。

④ 説明者：2名以内

※日時、場所、審査方法等は参加者確定後に通知する。

※応募の状況等に応じて日程を変更することがある。

⑤ 結果の通知：

審査結果は、県から電子メールで送信した後、追って書面にて通知する。

10 審査基準について

審査においては、次の評価基準に基づいて総合的な評価を行う。

(1) 適合性

事業の趣旨と企画提案のコンセプトが合致していること。

(2) 実現性

企画提案の内容や事業実施の方法が妥当であり、専門的知見、実施体制、財政基盤など必要な業務遂行能力を有していること。

(3) 具体性

事業を効果的に実施するための企画提案の内容や事業実施の方法について、具体性のある事業計画であること。

(4) 妥当性

事業を実施するに当たり、妥当な積算となっていること。

なお、応募時点で以下に該当する企業については、審査において政策加点の対象とする。

①沖縄県の「所得向上応援企業認証制度」の認証を受けている企業

②沖縄県の「人材育成企業認証制度」の認証を受けている企業

③沖縄県の「ワークライフバランス認証制度」の認証を受けている企業

④中小企業庁の「経営革新計画認証制度」の承認を受けている企業

⑤中小企業庁の「パートナーシップ構築宣言」を行っている企業

11 契約

(1) 契約の締結

委託候補者と業務委託の内容及び額を協議した上で、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約を締結する。

(2) 契約金額の支払方法

受託者から提出される実績報告書を基に、受託者が業務の実施に要した経費等から支払うべき額を確定する「精算」の方法をとる。

(3) 契約金額

契約金額については、委託候補者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内において決定する。なお、提出された経費見積書と同額とならない場合がある。

(4) 契約条項

委託候補者との協議事項とする。

- (5) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付する必要がある。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

12 積算見積に関する要件

- (1) 今回の企画提案応募については、32,638,000円（消費税及び地方消費税を含む）の範囲内で見積ること。

ただし、この金額は企画提案応募に当たり設定したものであり、実際の契約額とは異なる。

- (2) 各経費については、単価、数量、内訳等の見積条件を明記し、この事業を実施するにあたっての一切の費用を積算すること。

- (3) 各経費は税抜価格とし、各経費の総額に消費税率を掛けて総事業費を記載すること。

※ 1円未満の端数については切り捨てるものとする。

（「国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律」を参照。）

- (4) 積算の費目については、以下の内容で提出すること。

ア 直接人件費

※ 参考（沖縄県見積基準日額）

統括担当者(49,900円)、専門員A(36,500円)、専門員B(27,900円)

- 統括担当者：複数の高度な業務に精通し、統括を行う。また、先例の少ない特殊な業務を担当する。
- 専門員A：一般的な業務を複数担当し、高度な業務も担当できる
- 専門員B：上司の指導のもとに、一般的な業務を担当し、基礎的資料を作成する。

イ 直接経費

(ア) 補助員人件費

- 補助員：補助的又は定型的な業務に従事する。

(イ) 旅費

(ウ) 会場費

(エ) 謝金

(オ) 使用料・賃借料

(カ) 消耗品費

(キ) 印刷製本費

(ク) 通信運搬費

(ケ) その他必要経費（※ 内訳等を明らかにすること。）

ウ 再委託費

県との取決めにおいて、受注者が当該委託業務の一部を他者に行わせる（委任又は準委任する）ために必要な経費。

※再委託費は、総経費の50%以下とすること。

※仕事の完成を目的とした外注（請負契約）に必要な経費も該当する。

（例）ソフトウェア開発、パンフレットの製作・印刷、番組等コンテンツ 制作、物品運送、試料製造、分析鑑定等

エ 一般管理費

「ア 直接人件費」 + 「イ 直接経費」の100分の10以内とすること

オ 消費税

(「ア 直接人件費」 + 「イ 直接経費」 + 「ウ 再委託費」
+ 「エ 一般管理費」) ×100分の10

13 その他

(1) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

- ① 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
 - ② 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
 - ③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - ④ 応募要領に違反すると認められる場合
 - ⑤ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
 - ⑥ 他の提案者と応募提案の内容又はその意志について相談を行った場合
 - ⑦ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合
- (2) 書類提出に当たって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は、軽微な変更を除き、原則として認めない。
- (4) 企画提案応募申請書等の作成に要する経費等、本事業の応募に要した経費については、応募者の負担とする。
- (5) 提出された企画提案応募申請書等については返却しない。
- (6) 委託事業者の選定に関する審査内容や経過等については公表しない。
- (7) 審査の結果については、申請書を提出した者に対して文書で通知する。
- (8) 本件について検討すべき事項が生じた場合は、沖縄県（ITイノベーション推進課）と委託事業者が協議するものとする。
- (9) その他詳細は、令和7年度テストベッド実証支援事業委託業務企画提案仕様書による。

問い合わせ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 沖縄県庁8階

沖縄県商工労働部ITイノベーション推進課

情報・金融産業振興班（担当：上江洲）

電話番号：098-866-2503 FAX番号：098-866-2455

電子メールアドレス aa058100(at)pref.okinawa.lg.jp

※(at)は@に置き換えてください。